

まちづくり・住まいづくりの支援と 官民連携の取り組みについて

国土交通省 中部地方整備局

平成30年11月27日

○地方公共団体等が行う、活力ある安全で快適なまちづくり・住まいづくりを支援しています。

土地区画整理

道路、公園、河川等の公共施設と宅地の総合的・一体的整備により、新たな土地利用に対応し、かつ優れた都市空間形成を支援します。



街路

都市における円滑な交通の確保と豊かな公共空間を備えた良好な市街地の形成を図り、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動の実現に寄与することを目的として、都市基盤である道路の体系的な整備を支援します。



市街地再開発

中心市街地の衰退・空洞化という問題が深刻となる中で、中心市街地の再生・活性化など、土地の合理的かつ健全な高度利用による都市機能の更新及び都心居住の促進を支援します。



建築物の安全の確保

防災拠点施設、多数の人が利用する建築物、倒壊した場合に緊急輸送路を閉塞する恐れのある建築物の耐震改修など建築物の安全対策を支援します。



下水道

下水道未普及地域の解消や、雨水出水による内水被害軽減を進めます。また、下水道施設の長寿命化や耐震化を支援します。



住まいづくり

安全でかつ快適な生活を営むことができるよう住宅・住環境の整備を進め、その水準を向上させることで良質な住まいづくりを支援します。

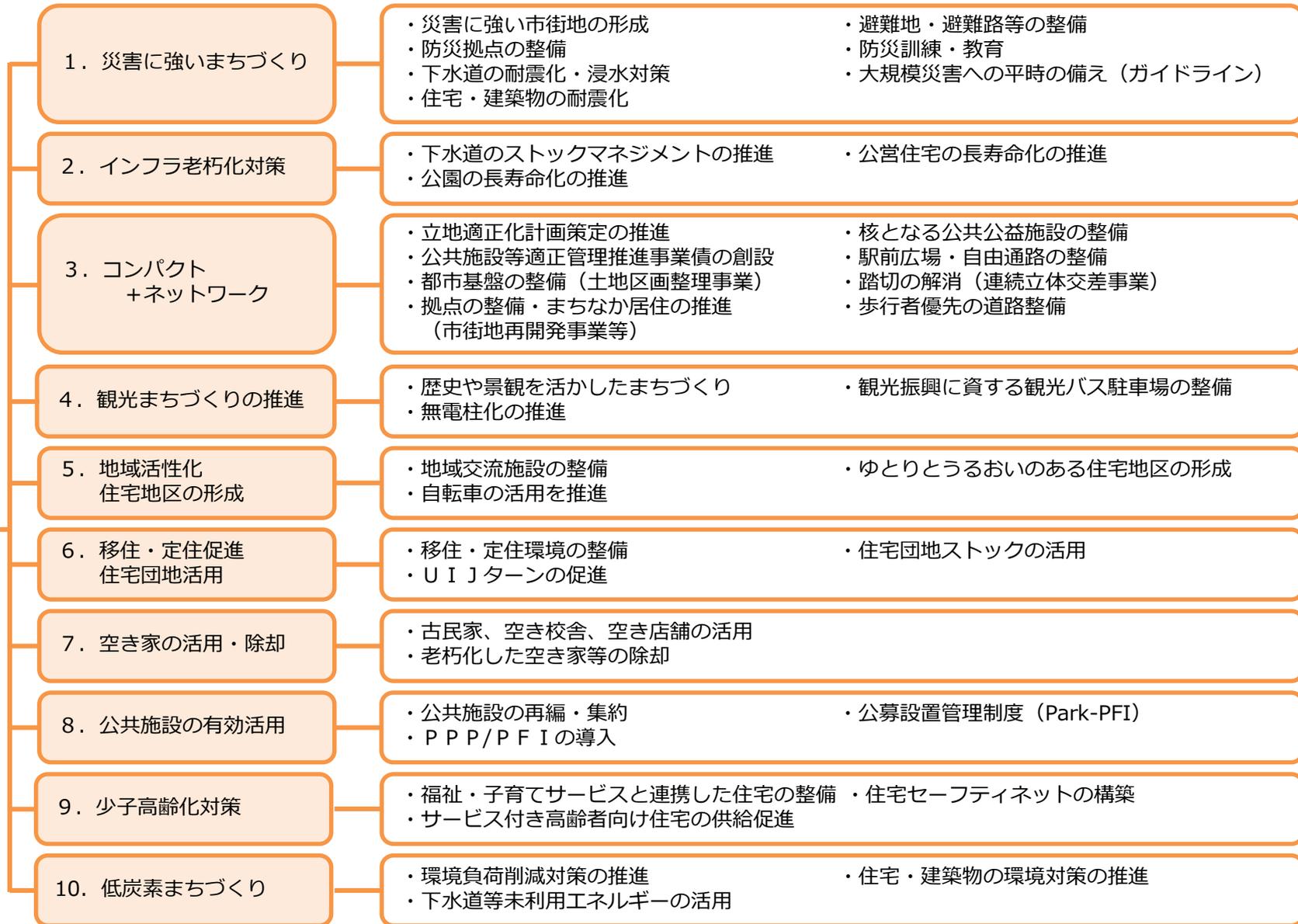


都市公園

ゆとりと潤いのある都市環境を形成するとともに、自然と共生した安全な都市の形成を図るため、都市公園等をはじめとする都市の緑とオープンスペースの整備を支援します。



安全・安心の確保
豊かで活力ある地域づくり



岐阜大学総合研究棟（岐阜大学）

事業方式：PFI（BTO）
 事業期間：13年間
 事業者：岐阜大学総合研究棟SPC
 （代表企業：鴻池組）

PFIの範囲

- ・設計及び建設
- ・維持管理

可児市学校給食センター（可児市）

事業方式：PFI（BTO）
 事業期間：15年間
 事業者：PFI可児市学校給食センター
 （東亜建設工業グループ）

PFIの範囲

- ・設計及び建設
- ・維持管理
- ・給食等運搬業務



中部運転免許センター（静岡県）

事業方式：PFI（BTO）
 事業期間：22年間
 事業者：PFI静岡DLC
 （大林組グループ）

PFIの範囲

- ・設計及び建設
- ・維持管理
- ・運営（総合案内、食堂等）

久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）（名古屋市）

※詳細は別紙

四日市市立小中学校（四日市市）

事業方式：PFI（BTO）
 事業期間：23年間
 事業者：よっかいちスクールサービス
 （大成建設グループ）

PFIの範囲

- ・老朽校舎4校の解体・撤去
- ・設計及び建設
- ・維持管理



鈴鹿市不燃物リサイクルセンター（鈴鹿市）

事業方式：PFI（BTO）
 事業期間：23年間
 事業者：鈴鹿エコセンター
 （ヤマゼングループ）

PFIの範囲

- ・設計及び建設
- ・維持管理
- ・運営



浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理）（浜松市）

※詳細は別紙

保健所・保健センター及び地域療育センター（豊橋市）

事業方式：PFI（BTO）
 事業期間：22年間
 事業者：いきいきライフ豊橋
 （代表企業：三菱UFJリース）

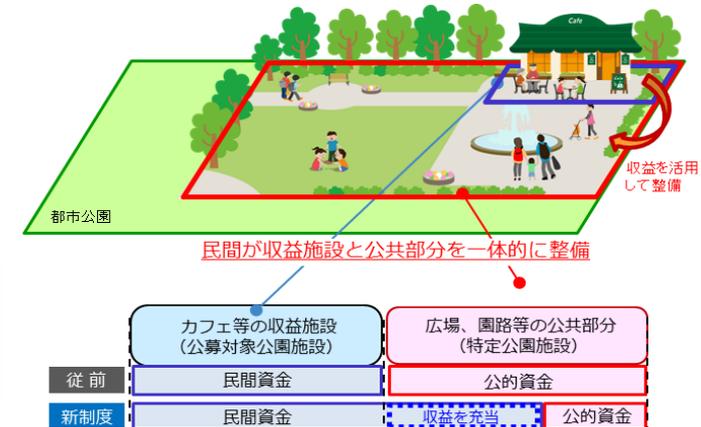
PFIの範囲

- ・設計及び建設
- ・維持管理
- ・総合受付・レストラン等運営



公募設置管理制度（Park-PFI）

- 都市公園において、飲食店・売店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き。
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。



- 【条件】 園路、広場等の公園施設の整備を一体的に行うこと。
- 【特例1】 設置管理許可期間の特例（10年→20年）
- 【特例2】 建蔽率の特例（2%→12%）
- 【特例3】 占用物件の特例（駐輪場、看板等が設置可能）

中部における Park-PFI の事例（名古屋市 久屋大通公園）

- 名古屋市では、Park-PFI制度を導入し、久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）内において飲食店・売店等の収益施設を設置するとともに、公園全域にわたり園路や広場等の一般的な公園施設の整備及び管理運営を行う事業者を公募。平成30年2月に設置等予定者（三井不動産を代表とするグループ）を選定した。
- 「サステナブルな発展を底支えするインフラ」への再生をコンセプトに、日本最大のPark-PFI事業にふさわしい発信力のある公園を創出する。

- 平成30年3月 基本協定の締結
- 平成31年1月頃 工事着手
- 平成32年4月頃 北エリア供用開始
- 平成32年7月頃 テレビ塔エリア供用開始
- 平成50年2月末 事業終了



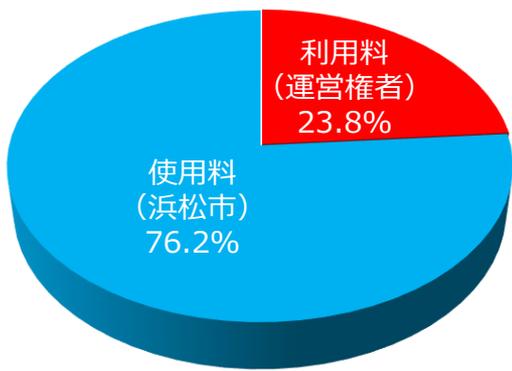
もちの木広場上からテレビ塔を臨む



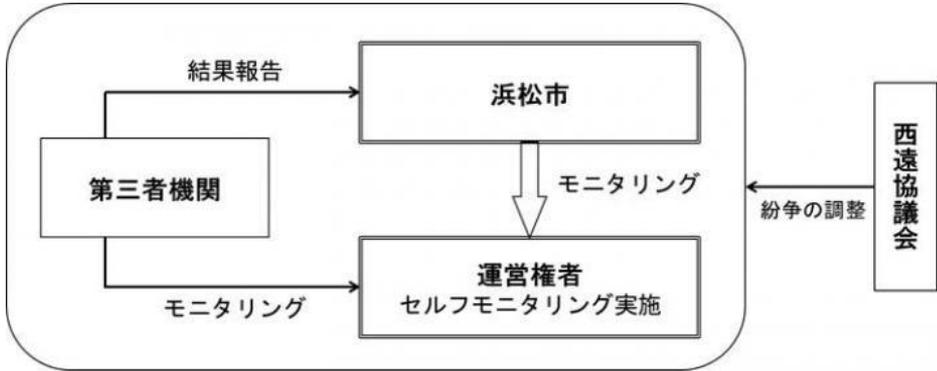
外堀通からテレビ塔を臨む

- 対象事業： 西遠処理区（市内最大処理区）の処理場（1箇所）・ポンプ場（2箇所）の維持管理・改築
- 事業期間：20年間
- 運営権者： 浜松ウォーターシンフォニー株式会社（ヴェオリア・ジャパン、ヴェオリア・ジェネッツ、JFEエンジニアリング、オリックス、須山建設、東急建設が設立した特別目的会社）
- スキーム：
 - ・使用者が支払う下水道料金はコンセッション以外の他の処理区と同一に設定したまま、市及び運営権者の担う事務に応じ、下水道料金の23.8%（利用料金）を運営権者が受け取り。
 - ・運営権対価25億円、VFM 14.4%。
 - ・第三者機関（日本下水道事業団）も含めたモニタリング体制を構築。

下水道料金の内訳



モニタリングの体制 ※浜松市HPより



平成28年2月	実施方針公表
平成28年5月	募集要項公表
平成29年3月	優先交渉権者選定
平成29年10月	実施契約締結
平成30年4月	コンセッション事業開始

